

第 1 回 新町名候補選定小委員会

経過報告資料

- (1) 新町名募集要領・・・・・・・・・・P1 ~ P2
- (2) 新町名候補選定基準・・・・・・・・P3
- (3) 新町名候補選定スケジュール・・・・・・・・P4
- (4) 新町名の名称募集チラシ・・・・・・・・P5 ~ P11

檜山北部 3 町合併協議会

新町名募集要領

1 公募の目的

- (1)住民の合併に対する関心の喚起を図る。
- (2)合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3)広く新町名を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4)広く新町名を公募することにより、この地域の知名度の向上を図る。

2 公募の内容

合併新町にふさわしい町名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により、公募を行う。

(1)応募資格

大成町、瀬棚町及び北檜山町に現在お住まいの方
大成町、瀬棚町及び北檜山町の出身の方並びにゆかりの方

(2)応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかにより、1人につき1点の応募とする。

応募はがき（事務局で作成する料金後納はがき）

官製はがき

電子メール

ファックス

応募の際には、必要事項として、新町名及びその理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記することとする。

(3)発表

協議会において新町名が決定された後、協議会だより、各町の広報紙及び協議会ホームページ等を通して発表する。

(4)その他

新町名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は「ふりがな」を振ることを明記する。

4 公募期間

平成16年8月10日（火）までとする。

5 広報活動

募集期間中は、協議会だより、協議会ホームページ、各町の広報紙をはじめ、報道各社への広報依頼等の広報活動を積極的に行う。

6 応募作品の位置づけ

原則として、応募されたものの中から新町名を決定することとする。ただし、新町名としてふさわしい名称が応募されなかった場合には、この限りでない。

また、何らかの理由により応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要最低限の修正は可能とする。

7 新町名の決定方法

協議会内に設置する「新町名候補選定小委員会」において選定基準を定め、その基準に基づき応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して協議会での協議により新町名を決定する。

8 新町名の選定基準

「新町名候補選定小委員会」において、別に定める。

附 則

この要領は平成16年5月18日から施行する。

新町名候補選定基準

1 選定基準

新町名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、から の条件の1つ以上の条件を満たしている名前とする。

地域が地理的にイメージできる名前

地域の特徴を表す名前

地域の歴史・文化にちなんだ名前

地域を対外的にアピールできる名前

地域の知名度が向上できる名前

住民等の理想・願いにちなんだ名前

その他新町としてふさわしい名前

2 選定方法

新町名の名称は、小委員会において応募作品の中から新町名の名称としてふさわし候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新町名を決定する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

4 選定にあたっての留意点

新町名の候補の選定（選考）や新町名の候補の決定に当たっては、得票数（応募数）の多い順位にとらわれないものとする。

新町名の候補名の選定（選考）に当たっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

新町名候補選定スケジュール

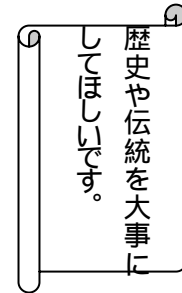
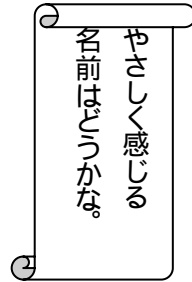
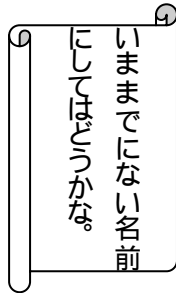
公募の場合（一般公募から決定までのながれ）

月	作業手順	作業内容
5月	公募準備等	協議会規約第 11 条の規定により小委員会（新町名候補選定小委員会）を設置。 小委員会において ・公募要領の制定 ・新町の名称候補選定基準の制定 ・新町の名称募集チラシの作成
6月		募集準備（事務局対応） 新町の名称募集チラシ発注、ホームページ掲載準備、チラシ各町配布など
7月上旬	公募開始	広報活動開始 協議会だよりへの掲載、協議会及び3町のホームページ、報道関係などで発表 応募資格 特に制限を設けない 応募方法 専用応募はがき、官製はがき、ファックス、電子メール
8月上旬	公募締切り	
8月下旬	取りまとめ整理	事務局において応募作品（新町名）の取りまとめができしだい、集計結果書を作成し、小委員会に提出
9月	応募作品の選定	応募作品を小委員会で検討し、5～10点ほど候補を選定する。 選定した候補名を協議会に報告する。
協議会決定		

新町の名称を募集します

檜山北部3町合併協議会では、3つの町がこれから合併するとした場合に新しく誕生する町の名称を募集しています。

明るい未来を感じさせるような、すてきな作品をお待ちしております。



応募方法

新町の名称（ふりがな） 名称の意味、理由 あなたのご住所 お名前 年齢 電話番号等を記入のうえ、このチラシの専用ハガキ（切手不要）などで応募してください。ファックス、電子メールでも受け付けます。詳しくは裏面をご覧ください。

応募期間

平成16年7月1日～8月10日

お問い合わせ先

檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63 - 1

TEL (01378) 4-5111

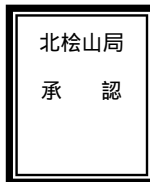
FAX (01378) 4-4657

E - mail gappei4@kitahiyama.hiyamaor.jp

URL:<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3/gappei/index.html>

〒049 - 4592

料金受取人払



差出有効期間
平成16年8月
10日まで
切手不要

北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63 - 1

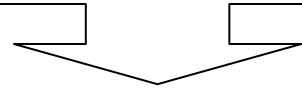
北檜山町役場内

檜山北部3町合併協議会事務局 行

新町名称募集要項

(兼ファックス送信用紙)

ファックスをご利用の場合は切り取らずにこのまま送信用紙としてご使用ください



応募専用ハガキ

新しい町の名称(ふりがな)

名称の意味、理由

住所	〒
(ふりがな)	
氏名	
年齢	歳
電話番号	
メールアドレス	

応募できるかた

どなたでもご応募できます。

応募の方法

平成16年7月1日(木)～平成16年8月10日(火)必着で、この募集チラシについている専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス(この募集チラシをご利用ください。)または、Eメールで応募してください。

記載する内容

「新しい町の名称(ふりがな)」、「町の名称の意味または理由」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「電話番号」をはっきりと書いてください。

ご注意ください

- ・1枚のハガキ等に記載できる名称は、1点に限ります。複数の名称が記載されている場合は無効となります。
- ・1人何点でも応募できますが、同じ名称は1回限りとします。
- ・ファックスについては、用紙1枚を1件とします。
- ・漢字、ひらがな、カタカナのいずれかを使用してください。その組み合わせは自由です。

その他

- ・採用された作品は、一部修正する場合があります。
- ・応募された作品に関する一切の権利は、檜山北部3町合併協議会に帰属します。
- ・電話での申し込みは受け付けませんのでご了承ください。
- ・3町の役場、合併事務局に持参することもできます。

あて先・問合せはこちら

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63-1
檜山北部3町合併協議会事務局
TEL(01378)4-5111
FAX(01378)4-4657

E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

URL:<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3/gappei/index.html>

新市町村名に使用できる名称等に関する資料

(新市名の取扱いに関する総務省の見解【西東京市照会事項】)

質問 1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし)
静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし)

回答 x・・・表記が同じ場合は不可

異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市
埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市

回答

同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市
奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市

回答 ・・・・全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問 2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合

【例】LOVE ラブ
AND アンド

回答 ・・・・理由が明確であればよい。

質問 3 略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用

回答 ・・・・例：青ヶ島村など

「0213456789(数字)」の使用

回答 x・・・日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

回答 ・・・・例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし） （としわ）

宇宙市（うちゅうし） （そらし）

回答 ……新市名を告示する場合、読み仮名を振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

名称に関する公募例

市町名 区 分	あさぎり町	篠山市	西東京市	さいたま市
公募に関する周知の方法	・合併協議会だより ・町村広報 ・新聞	・合併協議会だより ・町広報	・合併協議会だより ・市広報 ・新聞 ・ホームページ	・合併協議会だより ・新聞、市広報 ・ポスター、チラシ ・テレビ
公募要綱等の制定	有	無 「篠山」を入れた名称とする。	有	有
公募期間	66日 (H13.6.11～8.15)	29日 (H9.8.20～9.17)	61日 (H11.11.1～12.31)	40日 (H12.1.10～2.18)
応募方法	・官製はがき ・ファックス ・電子メール ・応募用紙 (広報誌等掲載用紙)	・官製はがき	・官製はがき ・応募はがき ・電子メール ・ファックス	・官製はがき ・応募はがき ・電子メール ・ファックス
応募資格	制限なし	篠山市、西紀町、丹南町、今田町の住民	制限なし	制限なし
応募・掲載内容	・新町の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話番号	・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名	・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話番号	・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	・名付け親賞 1人 (10万円若しくは10万円相当の旅行券) ・特別賞 10人 (現金1万円) ・アイデア賞 50人 (図書券)		・名付け親賞 1人 (10万円相当の旅行券) ・その他の賞 数人 (図書券・テレホンカード)	・名付け親賞 1人 (10万円相当の旅行券) ・特別賞 10人 ・参加賞 1000人
その他	何点でも応募可能		何点でも応募可能	何点でも応募可能

新町名候補選定小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大 成 町	花 田 千賀志	町 長
	佐々木 陸 郎	議会議員
	成 田 直 彦	町民代表
瀬 棚 町	平 田 泰 雄	町 長
	柳 田 眞	議会議長
	新 保 静 夫	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町 長
	真 柄 克 紀	議会議員
	石 川 文 枝	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長